

畠作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の 数量単価の改定について

令和7年12月
農林水産省

目 次

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の概要	1
2. 現行制度の課題	2
3. ゲタに関するルールの見直し	4
4. 改正平均交付単価案	5
5. 対象農産物の近年の状況	8
6. 参考	18

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の概要

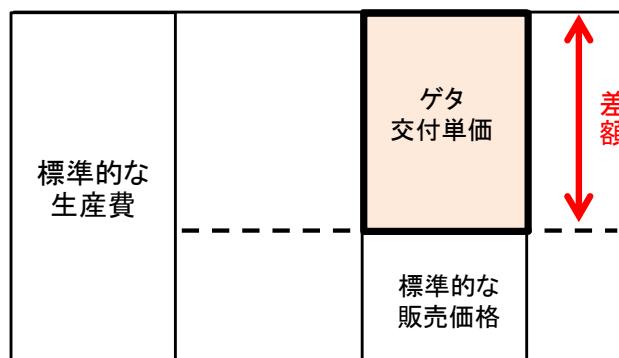
- 我が国的小麦、大豆などの畑作物については、輸入依存度が高く、食料安全保障の観点からこれらの生産の増大を図っていくことは不可欠。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下、担い手経営安定法という。）に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）を実施。
- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払交付単価については、下の算定式により、統計データ等に基づき算定。

交付対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

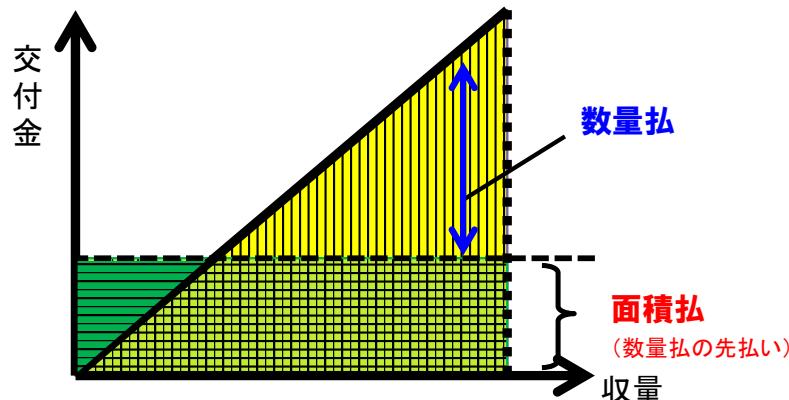
交付対象農産物：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

支払方法：数量払を基本とし、数量払の先払いとして面積払を支払う

【交付単価のイメージ】



【数量払と面積払との関係】



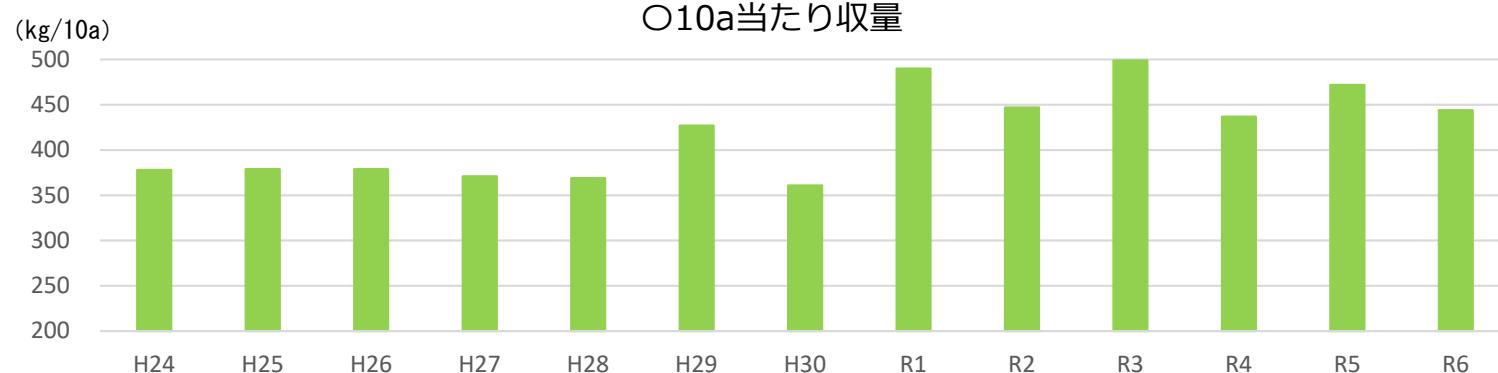
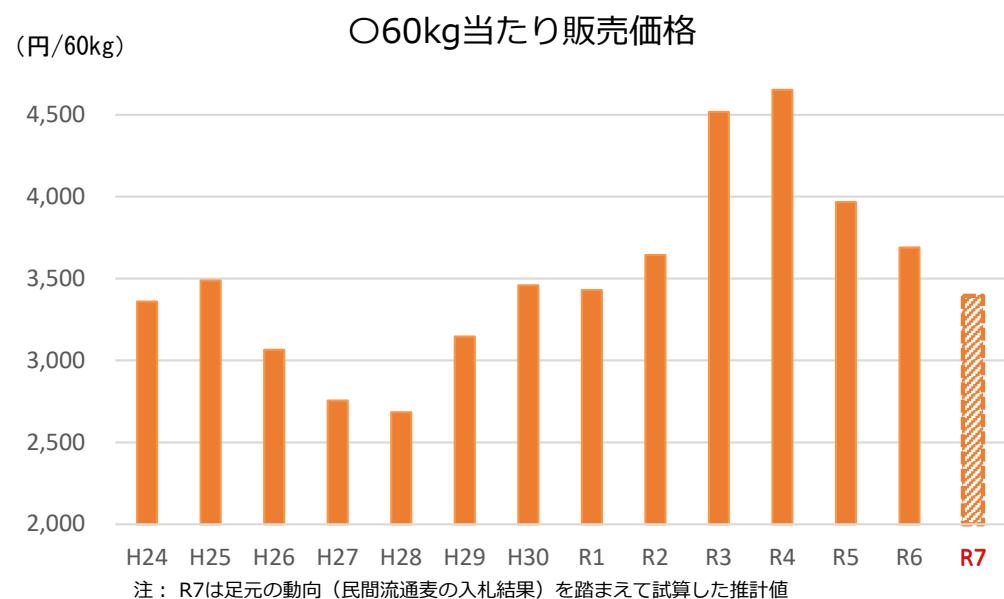
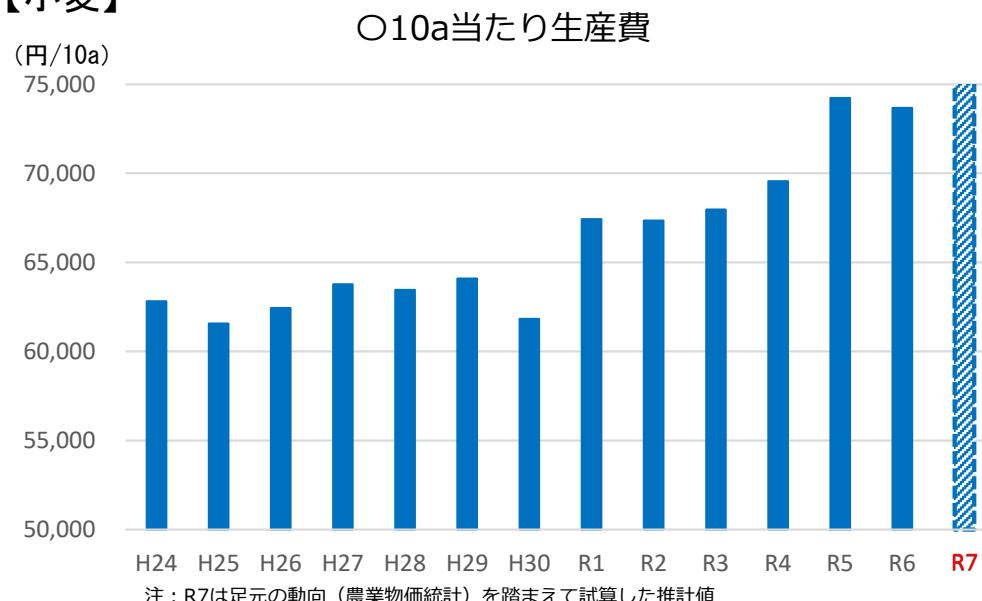
【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{10a\text{当たり生産費(直近3年平均)}}{\text{単収(平均単収(直近7中5平均))}} - \text{販売価格(直近5中3平均)}$$

2. 現行制度の課題①-足元のインフレ動向-

- 足元のインフレ状況を踏まえれば、R7年産においては、生産費の上昇が見込まれるのに対し、販売価格は国際的な価格動向の影響を踏まえ、必ずしも上昇しない（むしろ小麦では下落基調）ため、生産費と販売価格の差が拡大する見込み。

【小麦】



2. 現行制度の課題②-糖度及びでん粉含有率（ライマン価）・麦のDON検査-

【てん菜及びでん粉原料用ばれいしょにおける課題】

- てん菜について、R5の異常高温により褐斑病が甚大な被害を及ぼし、糖度が過去最低（13.7度）を記録。
- でん粉原料用ばれいしょについて、普及が進んでいるシストセンチュウ抵抗性品種は、感受性品種と比べて、でん粉含有率（ライマン価）が低い傾向。

◎ 糖度 : 現行基準値※ 16.6度

◎ でん粉含有率 : 現行基準値※ 19.6%

注) 基準値より高い場合は一定割合でゲタの平均単価に加算、
低い場合は減算される。



褐斑病が発生したてん菜
(農研機構提供)



でん粉原料用品種 コナヒメ
(シストセンチュウ抵抗性)

【麦類における課題】

- 令和5年に岩手県においてかび毒（DON）の食品衛生法基準値を超過した小麦が流通する事案が発生したことを受け、令和6年度以降、麦類のDON検査が強化された。このため、主産地を中心に検査費用の負担が増している。
- 検査費用は生産者拠出金を財源とし、生産者が負担するコストではあるものの、生産費統計には反映されていない。

DON（デオキシニバレノール）とは：

小麦など麦類の赤かび病の病原菌が产生するかび毒。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき基準値（1.0mg/kg）が定められており、
収穫後に各産地においてDON濃度の検査を実施。



赤かび病が発生した麦類 (農研機構提供)

3. ゲタに関するルールの見直し

- ゲタ単価に足下の生産費高騰を反映すべきとの意見を踏まえ、**直近の生産費等の推計値を用いて単価を算定。**
- また、産地からの要望を受け、糖度及びでん粉含有率の基準値を見直すとともに、麦のDON検査費用を単価へ反映。

【インフレ動向の反映】

- 今回のゲタ交付単価の改定において、平成19年の担い手経営安定法の施行以降、18年間で初めて、確定値しか用いないという方針を転換し、足下のインフレ動向を反映すべく令和7年産の数値を推計し、算定に用いた。

- 生産費：令和6年の生産費について肥料費や農機具費といった項目ごとに、農業物価統計の指標等のR7/R6変化率を乗じることで、令和7年産の生産費を推計。
- 販売価格：現時点で見込まれる令和7年産の販売価格（例えば小麦であれば、令和7年産小麦の播種前契約の入札結果）等をもとに推計。

【てん菜の糖度及びでん粉原料用ばれいしょのでん粉含有率の基準値の見直し】

- てん菜の糖度及びでん粉原料用ばれいしょのでん粉含有率について、北海道における温暖化や病害虫の発生状況等を考慮し、基準値を見直し（糖度：16.6度→15.7度、でん粉含有率：19.6%→18.8%）。

【DON検査費用の単価への反映】

- 令和6年度以降、全産地で麦類のDON（カビ毒）検査が強化されたことに伴う負担増を考慮し、検査費用に見合う額を単価に加算。

※ なお、算定根拠となる統計情報等に関し、関係者と意見交換を行いつつ検証を進め、令和9年度における単価改定の是非を含め、制度の運用を検討することとしている。

4. 改定平均交付単価（案）

	現行(R5~7)		改定(案)	
	免税事業者向け	課税事業者向け	免税事業者向け	課税事業者向け
小麦 (円/60kg)	6,340	5,930	6,000 (▲340)	5,590 (▲340)
二条大麦 (円/50kg)	6,160	5,810	5,220 (▲940)	4,900 (▲910)
六条大麦 (円/50kg)	5,150	4,850	6,110 (960)	5,710 (860)
はだか麦 (円/60kg)	9,160	8,630	8,850 (▲310)	8,330 (▲300)
大豆 (円/60kg)	9,840	9,430	10,910 (1,070)	10,340 (910)
てん菜 (円/1t)	5,290	5,070	5,380 (90)	5,090 (20)
でん粉原料用 ばれいしょ(円/1t)	15,180	14,280	15,030 (▲150)	14,090 (▲190)
そば (円/45kg)	17,550	16,720	16,730 (▲820)	15,930 (▲790)
なたね (円/60kg)	8,130	7,710	6,820 (▲1,310)	6,410 (▲1,300)

改定品質区分別交付単価（案）

- ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定。

① 小麦

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- A～Dランクはたんぱく質の含有率等の違いで区分
- パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため、2,300円/60kg高い単価を設定

(円／60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
パン・中華麺用 品種	免税事業者向け	7,950	7,450	7,300	7,240	6,790	6,290	6,140	6,080
	課税事業者向け	7,420	6,920	6,770	6,710	6,260	5,760	5,610	5,550
パン・中華麺用 品種以外	免税事業者向け	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780
	課税事業者向け	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250

② 大麦・はだか麦

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- A～Dランクは白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

(円／単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
二条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	5,330	4,910	4,790	4,740	4,470	4,050	3,920	3,870
	課税事業者向け	5,050	4,630	4,510	4,460	4,190	3,770	3,640	3,590
六条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	6,440	6,020	5,890	5,840	5,410	4,990	4,870	4,820
	課税事業者向け	6,060	5,640	5,510	5,460	5,030	4,610	4,490	4,440
はだか麦 (60kg当たり)	免税事業者向け	9,860	9,360	9,210	9,120	8,290	7,790	7,640	7,560
	課税事業者向け	9,300	8,800	8,650	8,560	7,730	7,230	7,080	7,000

③ 大豆

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- 特定加工用は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆
(円／60kg)

品質区分(等級)		1等	2等	3等
普通大豆	免税事業者向け	11,910	11,220	10,540
	課税事業者向け	11,410	10,720	10,040
特定加工用大豆	免税事業者向け	9,860		
	課税事業者向け	9,360		

④ てん菜

- 糖度に対応した単価で区分

(円／t)

品質区分 (糖度)		← (+0.1度ごと)	15.7度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	免税事業者向け	+62円	5,380	▲62円
	課税事業者向け	+62円	5,090	▲62円

⑤ でん粉原料用ばれいしょ

- でん粉含有率に対応した単価で区分

(円／t)

品質区分 (でん粉含有率)		← (+0.1%ごと)	18.8%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	免税事業者向け	+64円	15,030	▲64円
	課税事業者向け	+64円	14,090	▲64円

⑥ そば

- 等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

(円／45kg)

品質区分 (等級)		1等	2等
そば	免税事業者向け	17,280	15,170
	課税事業者向け	16,450	14,340

⑦ なたね

- エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種で区分

(円／60kg)

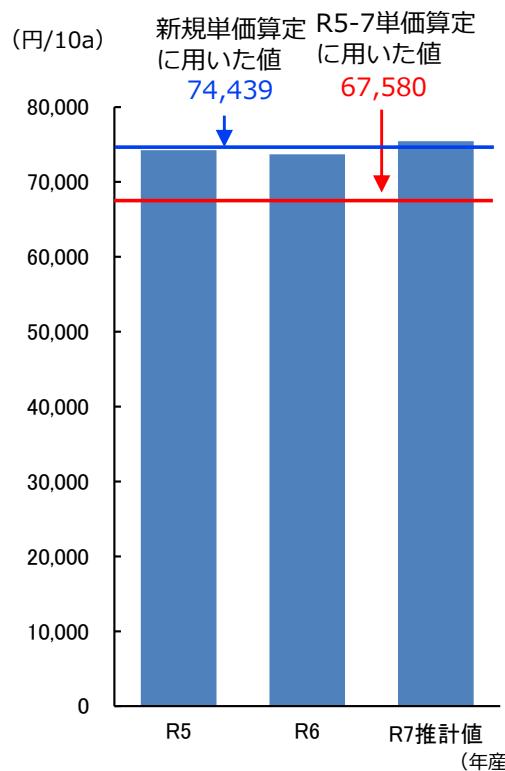
品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしづく	その他の品種
なたね	免税事業者向け	6,850	6,110
	課税事業者向け	6,420	5,680

5. 対象農産物の近年の状況

【小麦】

- 10a当たり生産費は、肥料費などが増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、近年天候に恵まれたことなどから、平年を上回り高水準で推移。
- 60kg当たり販売価格は、輸入小麦の価格高騰の影響を受けてR3、4年産が高値となっているものの、減少傾向。

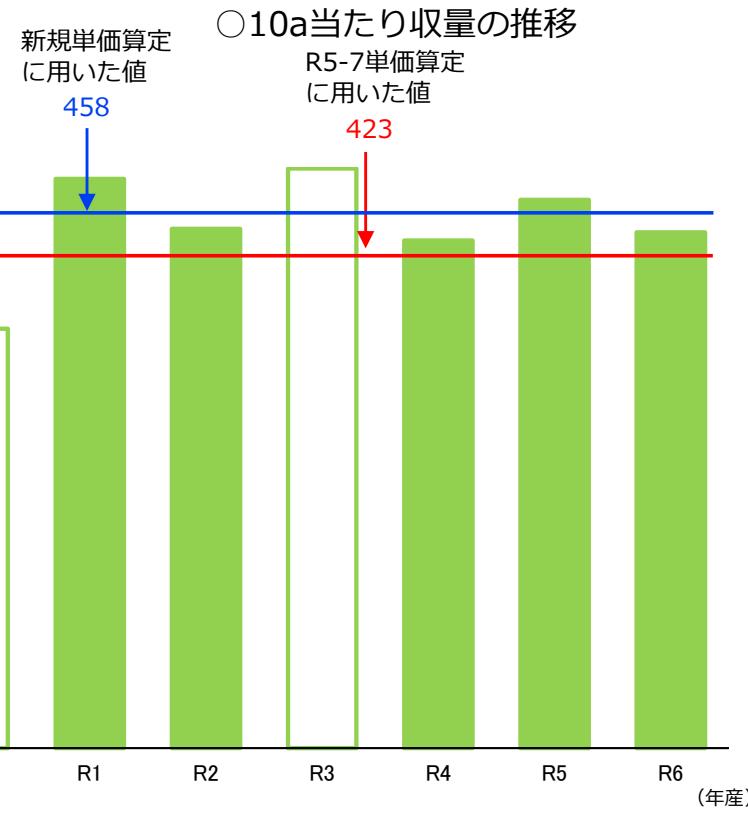
○10a当たり生産費の推移



出典：農林水産省「生産費統計」

注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

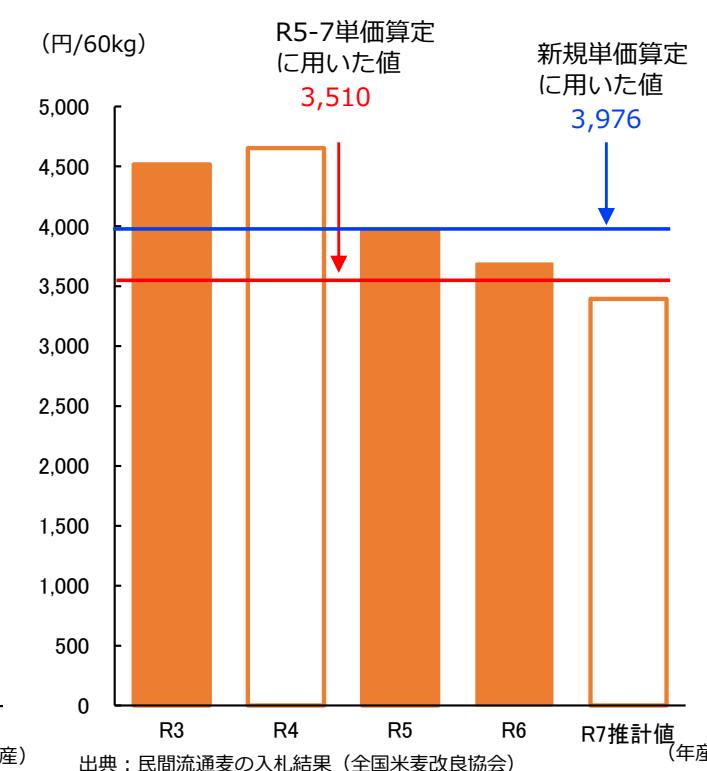
○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」

注：R5-7単価算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

○60kg当たり販売価格の推移



出典：民間流通麦の入札結果（全国米麦改良協会）

注1：60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格（事後調整後）である。

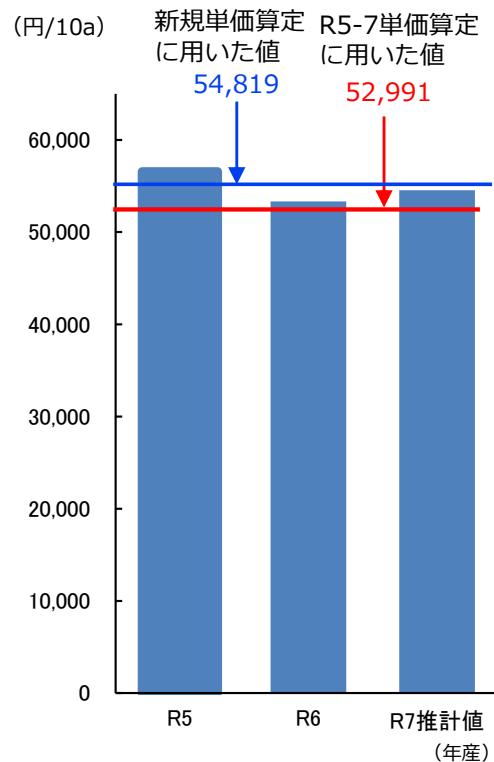
注2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。

注3：R7年の販売価格は、R7年産の播種前契約の入札結果（加重平均）をもとに推計。

【二条大麦】

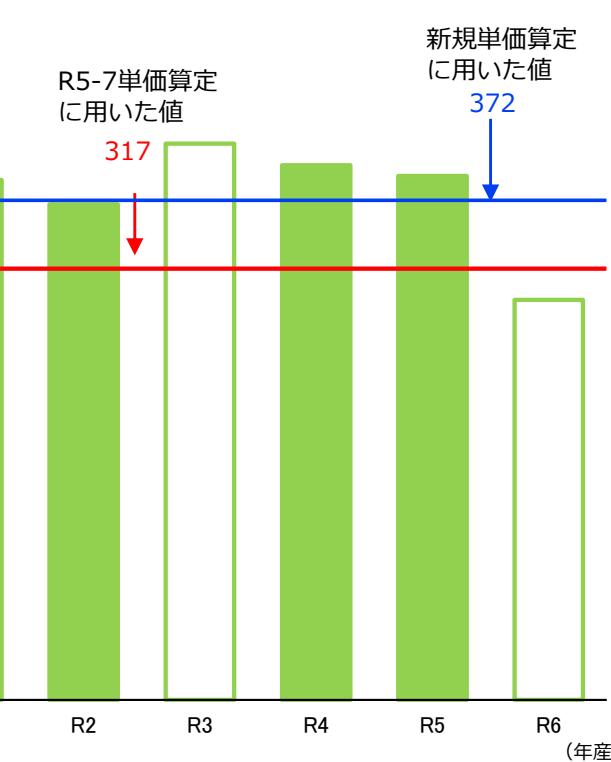
- 10a当たり生産費は、概ね平年通りであるものの、やや増加傾向。
- 10a当たり収量は、近年天候に恵まれたことなどから、平年を上回り高水準で推移。
- 50kg当たり販売価格は、国産需要の高まりにより上昇傾向。

○10a当たり生産費の推移



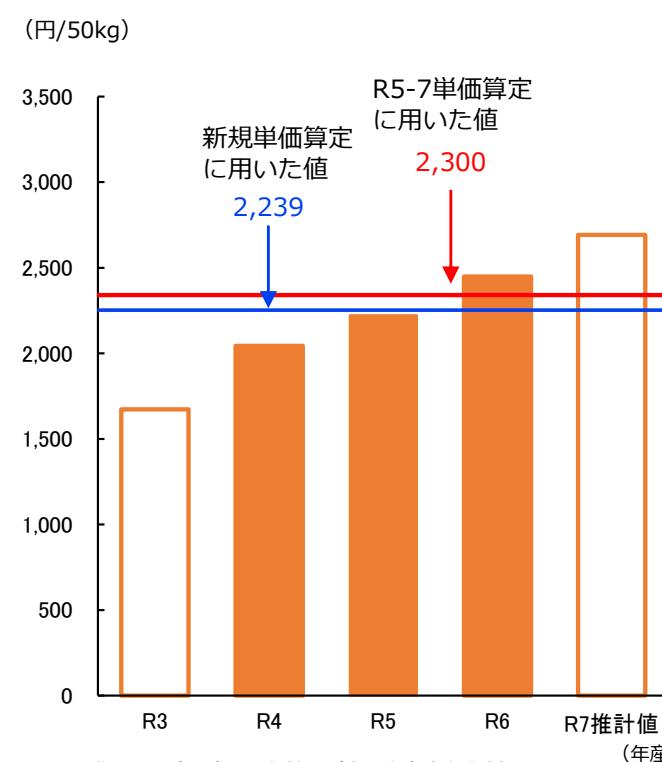
出典：農林水産省「生産費統計」
注1：ビール麦用途に係るコスト要因を除いている。
注2：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」
注：R5-7単価算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

○50kg当たり販売価格の推移

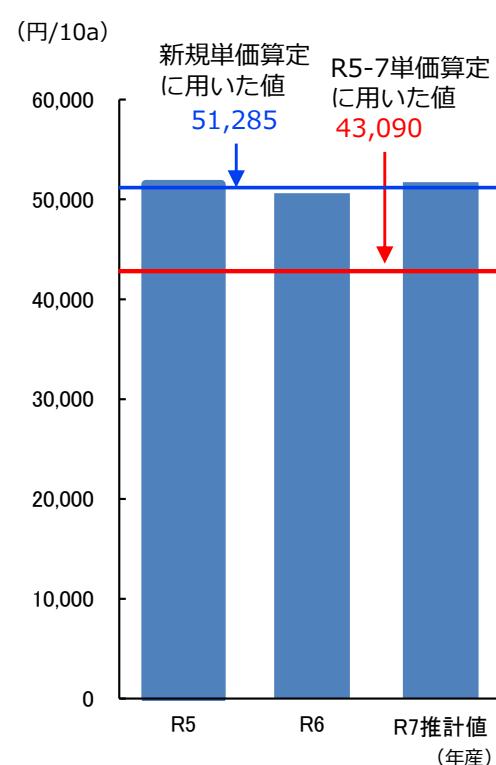


出典：民間流通麦の入札結果（全国米麦改良協会）
注1：50kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3年平均の値である。
3：R7年の販売価格は、R7年産の播種前契約の入札結果（加重平均）による。

【六条大麦】

- 10a当たり生産費は、肥料費や農機具費などが増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、近年天候に恵まれたことなどから、平年を上回り高水準で推移。
- 50kg当たり販売価格は、ほぼ横ばいとなっている。

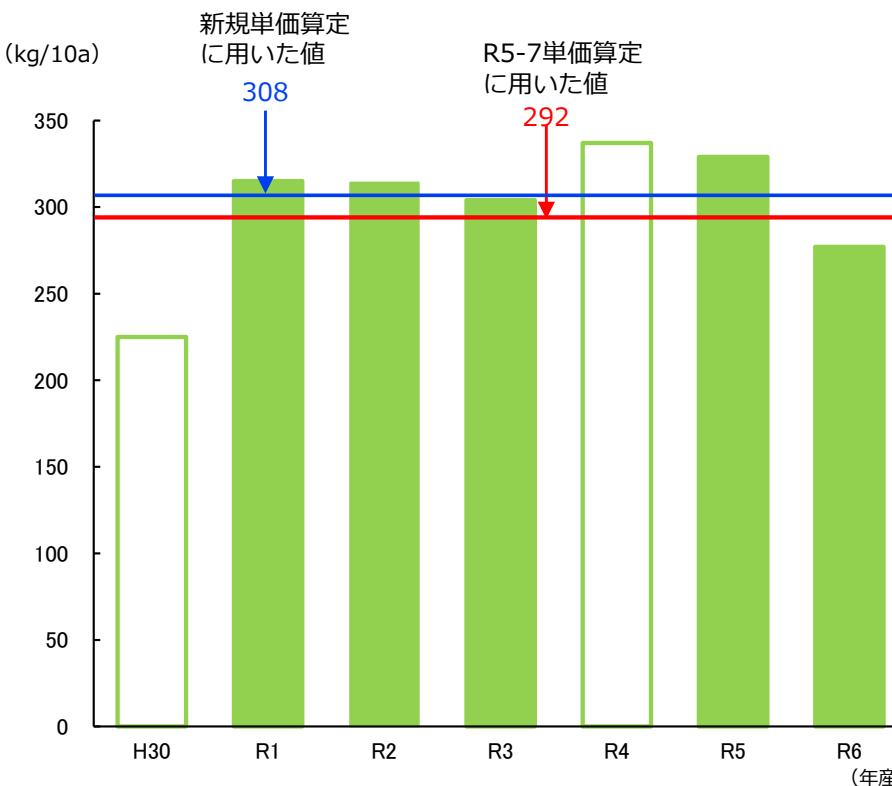
○10a当たり生産費の推移



出典：農林水産省「生産費統計」

注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

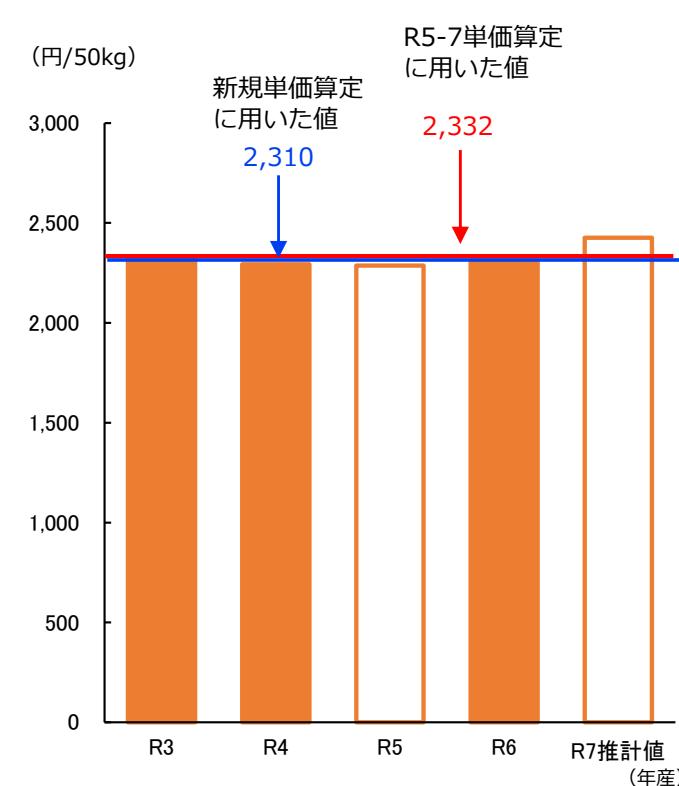
○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」

注：R5-7単価単価の算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

○50kg当たり販売価格の推移



出典：民間流通麦の入札結果（全国米麦改良協会）

注1：50kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。

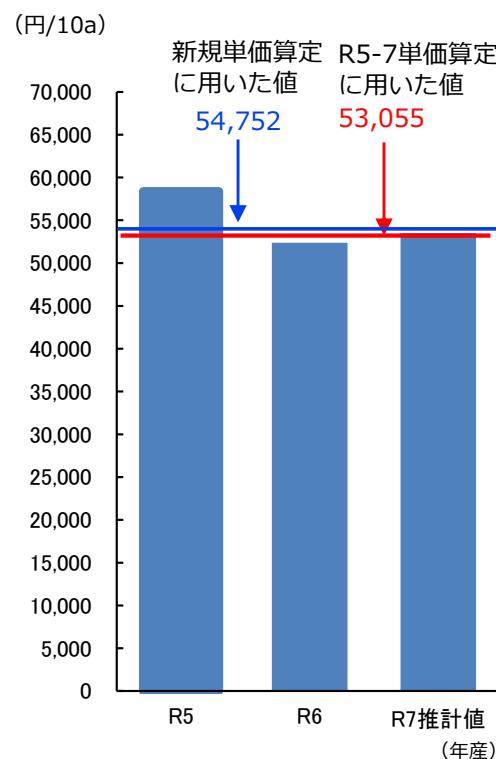
注2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。

注3：R7年の販売価格は、R7年産の播種前契約の入札結果（加重平均）による。

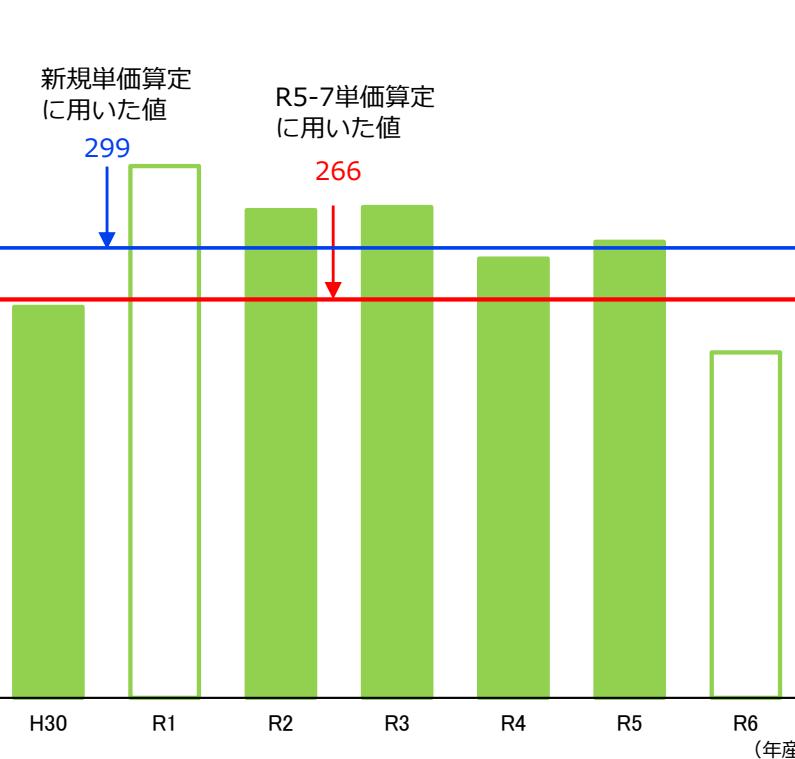
【はだか麦】

- 10a当たり生産費は、肥料費と農機具費が増加したものの、その後の減少により横ばい。
- 10a当たり収量は、近年天候に恵まれたことなどから、平年を上回り高水準で推移。
- 60kg当たり販売価格は、需給緩和により下落した後、ほぼ横ばい。

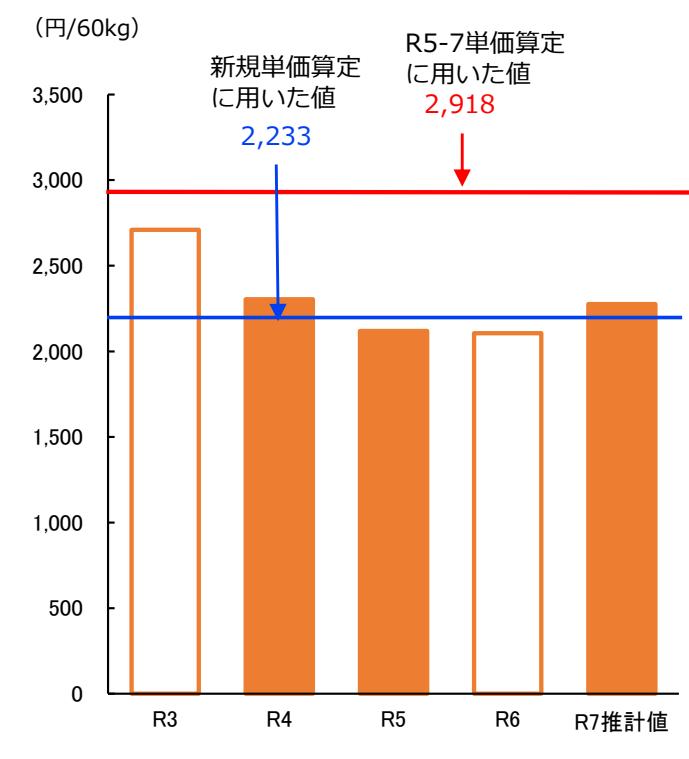
○10a当たり生産費の推移



○10a当たり収量の推移



○60kg当たり販売価格の推移



出典：農林水産省「生産費統計」

注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

出典：農林水産省「作物統計」

注：R5-7単価算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

出典：民間流通麦の入札結果（全国米麦改良協会）

（年産）

注1：60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。

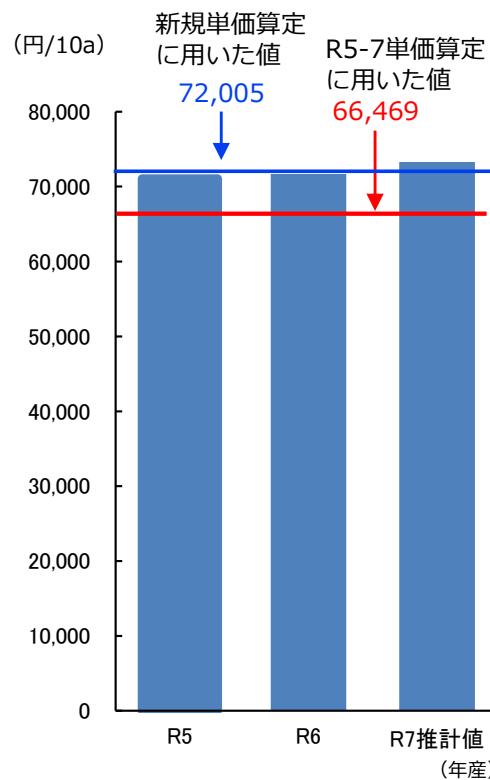
注2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。

注3：R7年の販売価格は、R7年産の播種前契約の入札結果（加重平均）による。

【大豆】

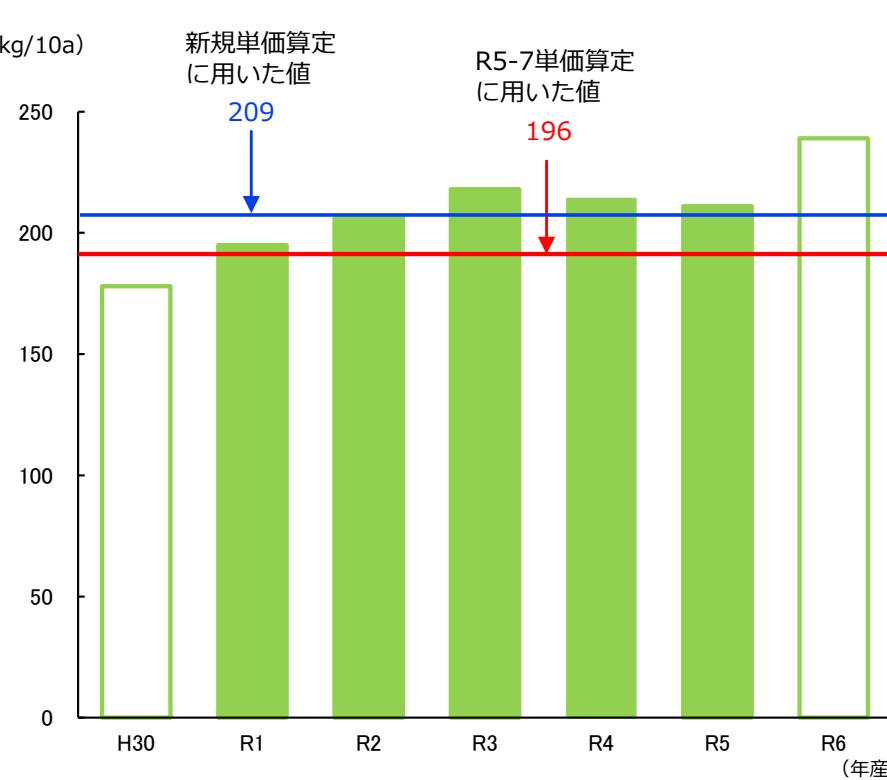
- 10a当たり生産費は、肥料費などが増加したことにより増加傾向。
- 10a当たり収量は、特に北海道が近年豊作であることから増加傾向。
- 60kg当たり販売価格は、コロナ以降続いている輸入大豆の在庫増や近年の北海道大豆の豊作で市場在庫が多くあることにより下落傾向。

○10a当たり生産費の推移



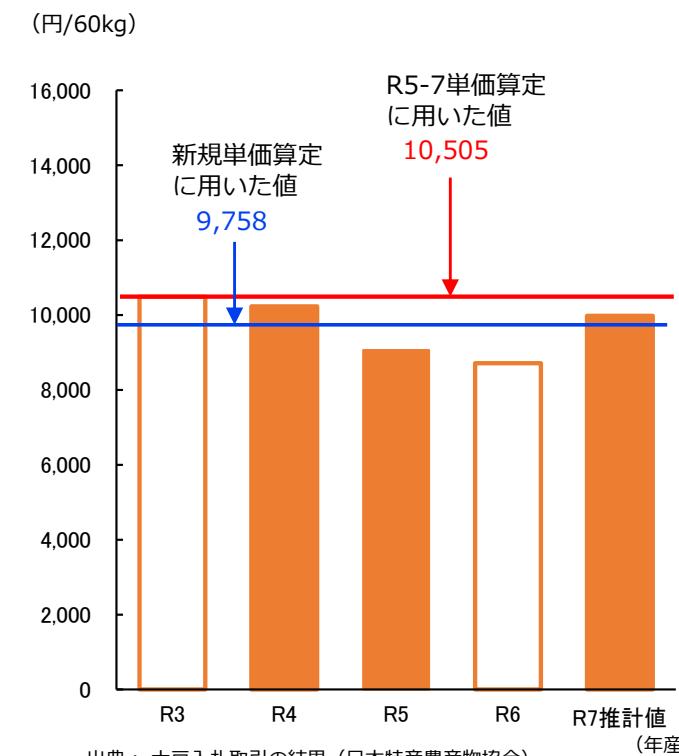
出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた単収は、H27～R3の7中5平均の値である。

○60kg当たり販売価格の推移

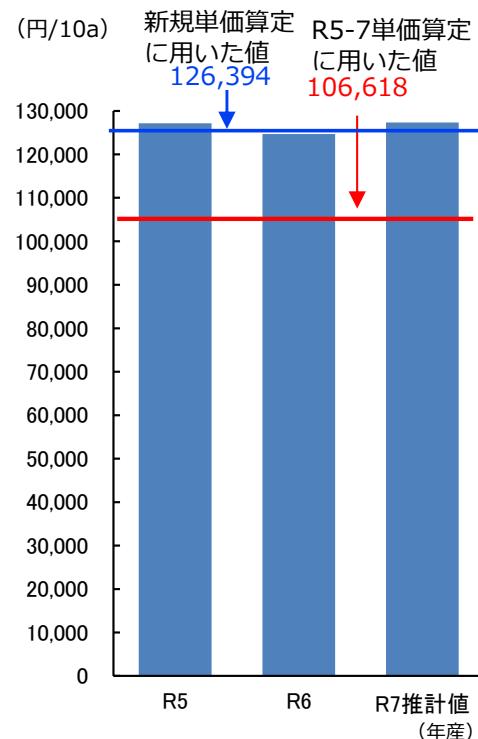


出典：大豆入札取引の結果（日本特産農産物協会）
注1：60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。
3：R7年の販売価格は、過去の動向から推計。

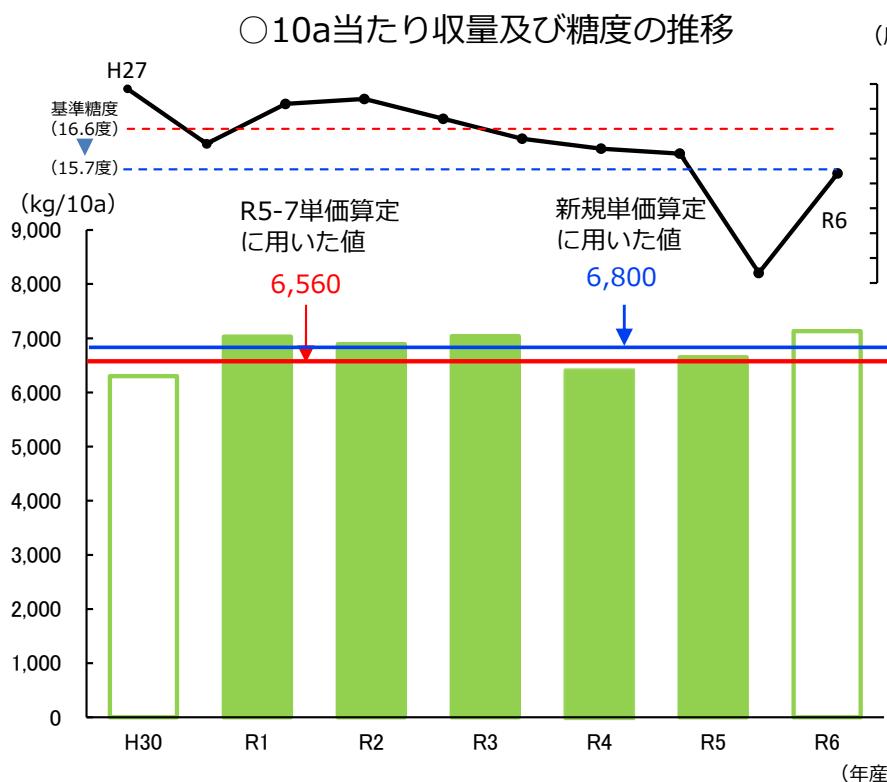
【てん菜】

- 10a当たり生産費は、労働費は減少したものの、肥料費等の増加により増加している。
- 10a当たり収量は、年によって多少の増減はあるものの堅調に推移している一方、糖度は、褐斑病の影響等により低下傾向。
- 1 t当たり販売価格は、国際糖価や円安の進行により上昇傾向。

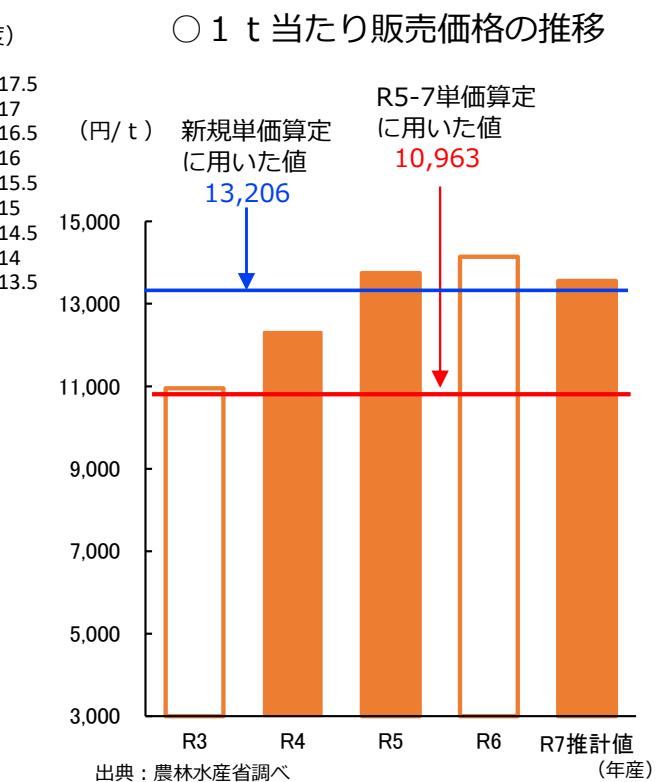
○ 10a当たり生産費の推移



○ 10a当たり収量及び糖度の推移

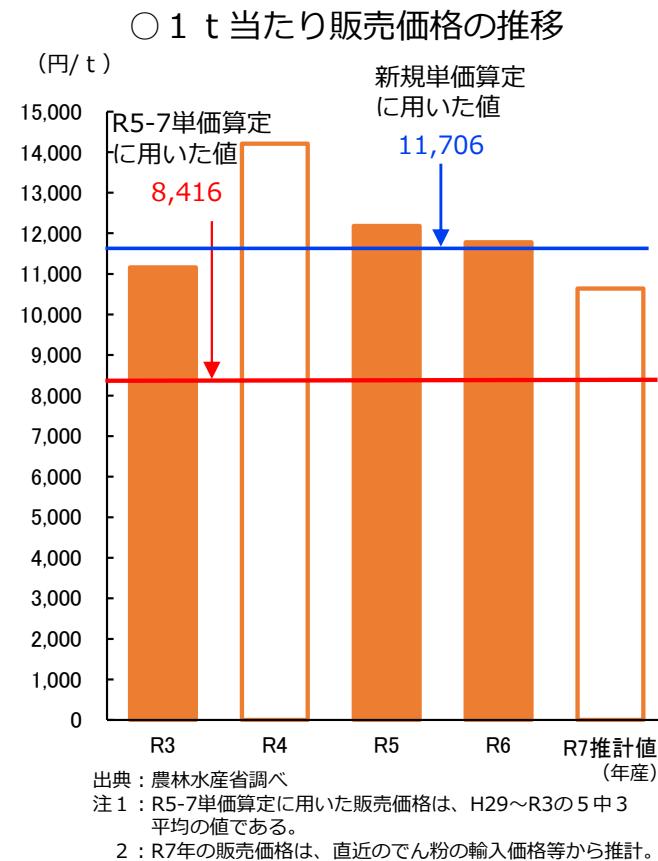
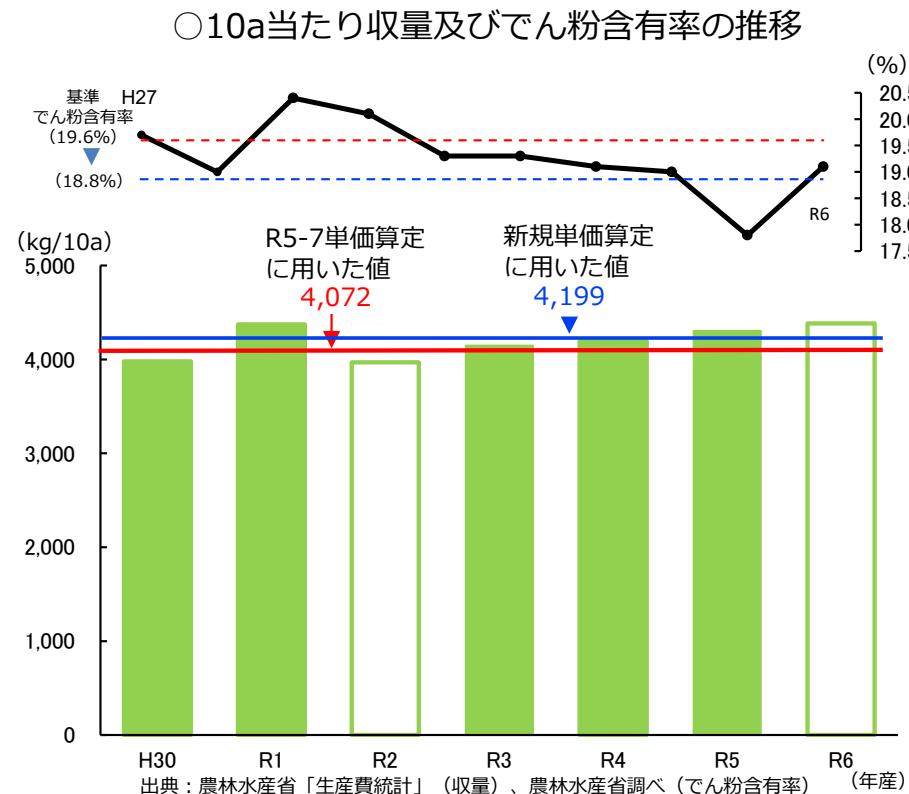
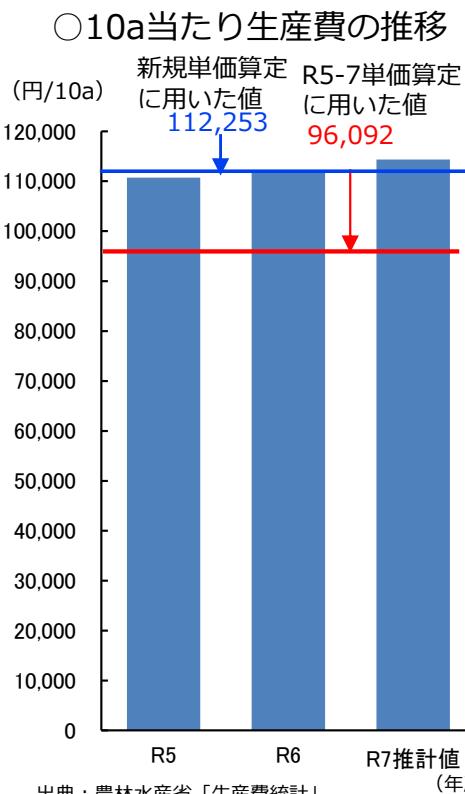


○ 1 t当たり販売価格の推移



【でん粉原料用ばれいしょ】

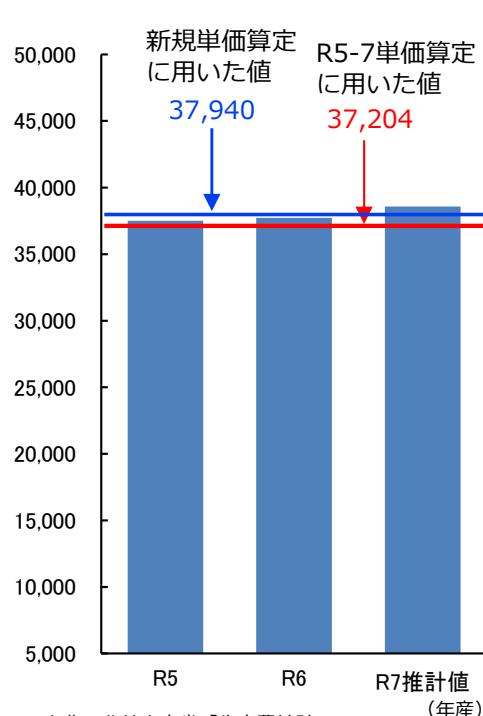
- 10a当たり生産費は、種苗費や薬剤費などが増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、ほぼ横ばいで推移している一方、でん粉含有率は近年減少傾向。
- 1t当たり販売価格は、コーンスターク用とうもろこしの国際相場の上昇や円安の進行により、高水準で推移。



【そば】

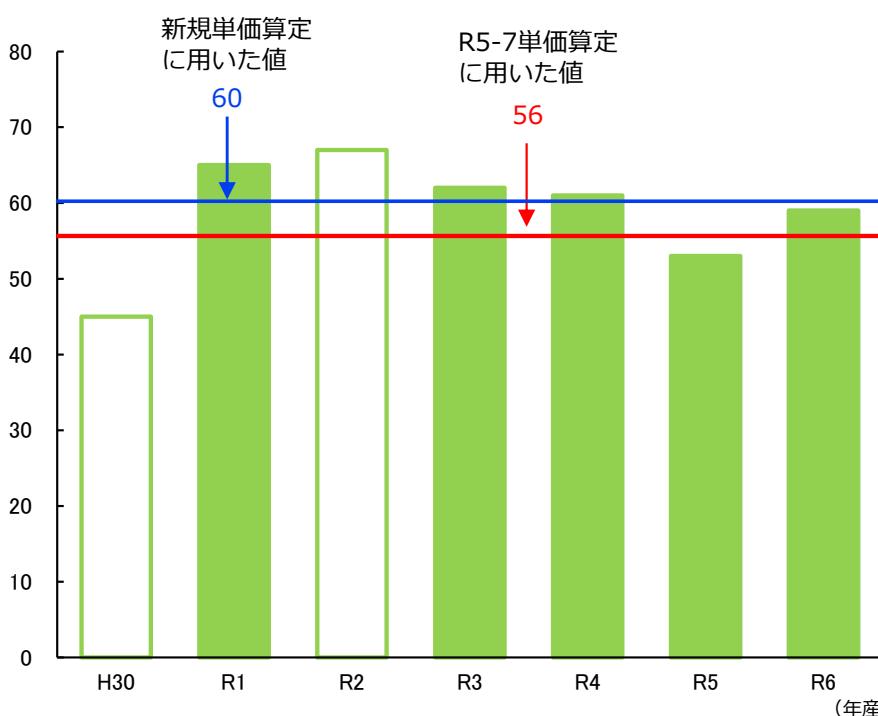
- 10a当たり生産費は、概ね横ばいとなっている。
- 10a当たり収量は、年ごとに豊凶のばらつきがあるが、増加傾向。
- 45kg当たり販売価格は、輸入価格の上昇や国産需要の高まり等により上昇傾向にあるが、年次変動が大きい。

○10a当たり生産費の推移 (円/10a)



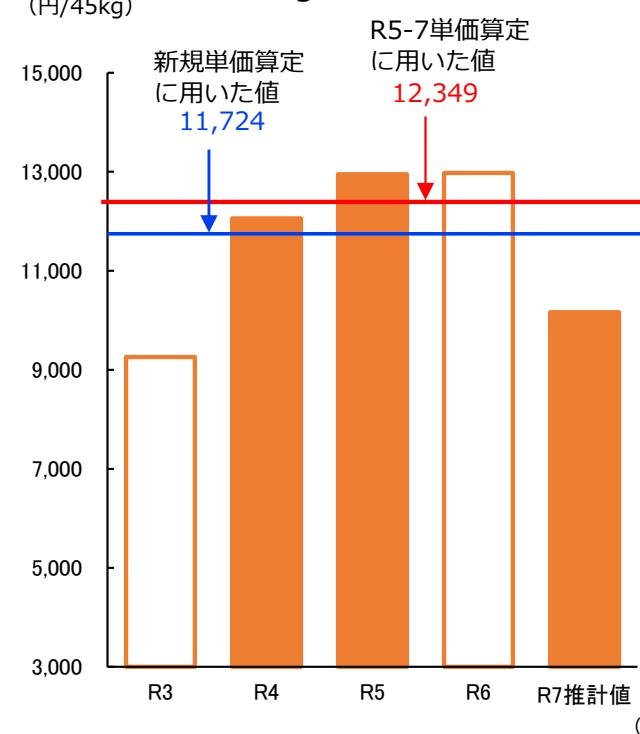
出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」
注：R5-7単価算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

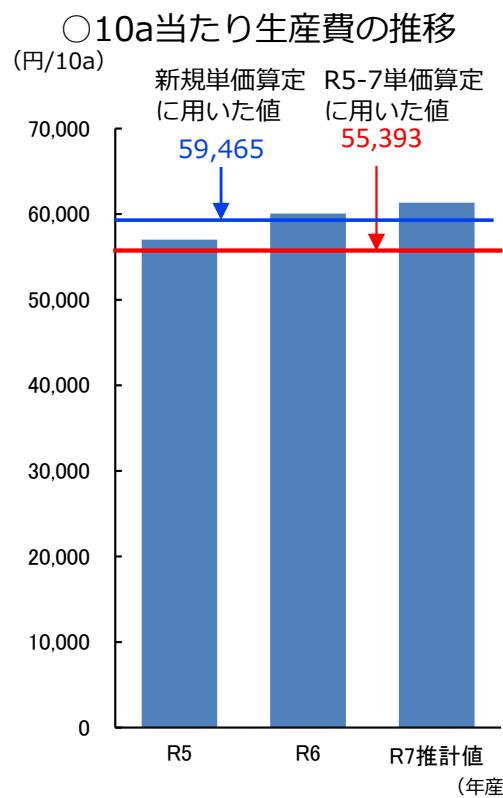
○45kg当たり販売価格の推移 (円/45kg)



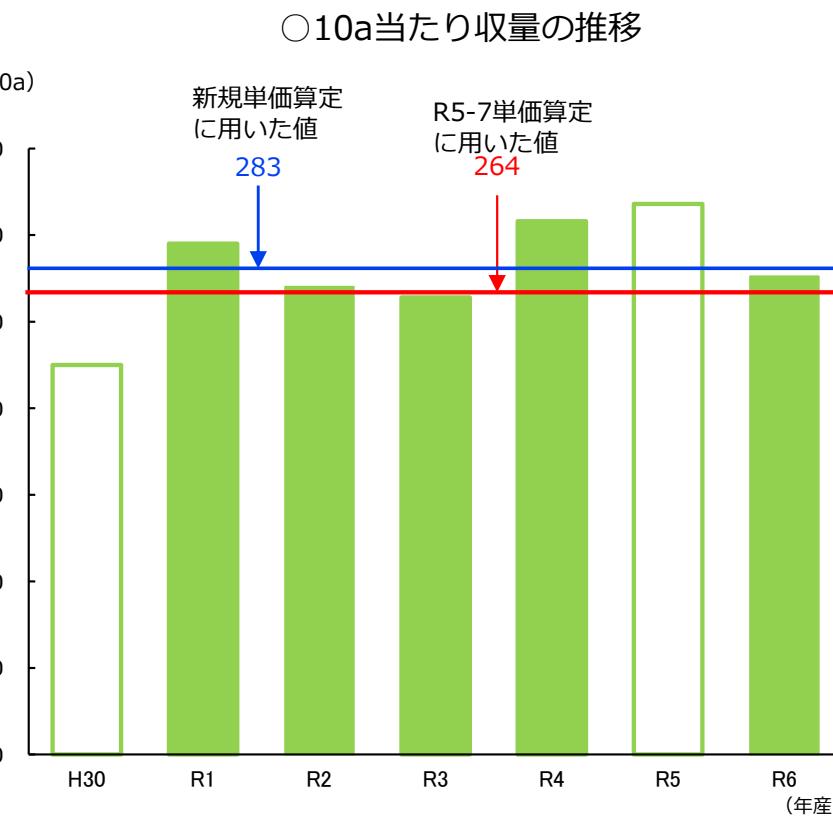
出典：農林水産省調べ
注1：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。
2：R7年の販売価格は、過去の動向から推計。

【なたね】

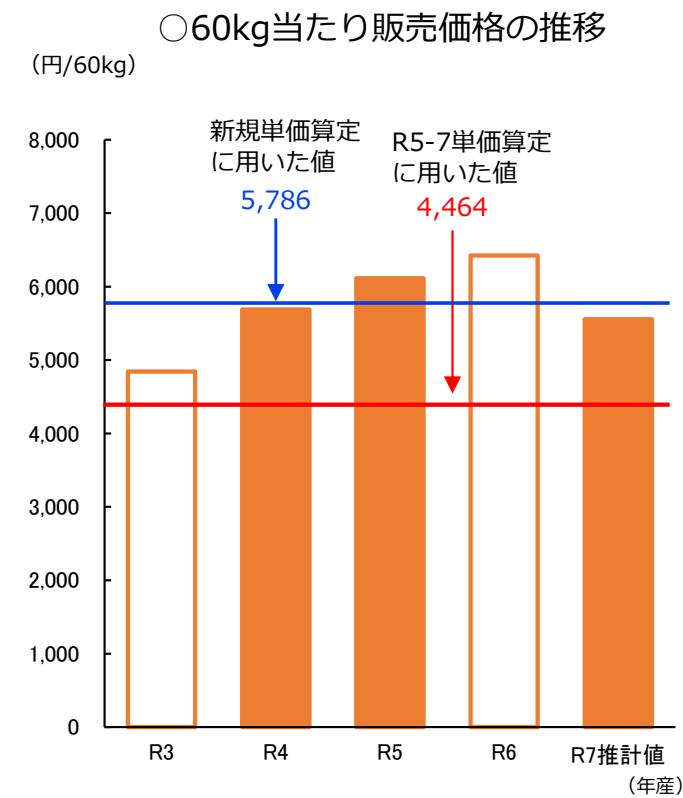
- 10a当たり生産費は、肥料費などが増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、年ごとに豊凶のばらつきがあるが、増加傾向。
- 60kg当たり販売価格は、品種切替の進展等により上昇傾向。



出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。



出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた単収は、H27～R3の7中5平均の値である。



出典：生産者団体聞き取り
注1：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。
2：R7年の販売価格は、過去の動向から推計。

【参考】扱い手経営安定法（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの
- 二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの
- 2、3 (略)

4 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者
 - ロ 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者
 - ハ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織(地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。)
- 二、三 (略)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第3条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

- 一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金
- 二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2、3 (略)

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、調整額(同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。)を控除して得た金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価若しくは数量単価(以下「面積単価等」という。)を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正するに当たっては、第一項各号の交付金の交付により生産条件不利補正対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と生産条件不利補正対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補填を図ることを旨としなければならない。

(略)